

# 令和6年大和市農業委員会第3回総会議事録

令和6年3月26日（火）午前10時20分開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員
8番 山口喜充委員	

## 2. 本日の欠席委員

5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
14番 保田嘉一委員	

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	富田 規裕
主査	中川 雅美

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出に

ついて

日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地  
利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出につい

報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計  
画について

午前 10 時 20 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 13 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 3 月大和市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、9 番、眞壁浩二委員、10 番、遠藤一直委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 2 月 20 日、第 85 回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。

2 月 21 日、第 95 回常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

2 月 22 日、やまと産業フェア正副会長会が開催され、柏木会長が出席されました。

2 月 27 日、大和市経営生産対策推進会議が開催され、柏木会長が出席されました。

3 月 6 日、第 19 回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが都内で開催され、渡邊委員が出席されました。

3 月 19 日、第 96 回常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 2 月 20 日に第 85 回大和市開発審査会が開かれました。1 件の議案と 1 件の開発審査会提案基準の改正についての意見聴取の場が持たれました。特に農業と関係する内容ではございませんでした。無事、議案については可決い

たしました。

以上であります。

○議長 ありがとうございます。

ほかにはどうですか。渡邊委員。

○渡邊委員 3月6日に永田町砂防会館において全国大会が開かれました。それぞれの県によって政策も違うし農業のあり方も違うようです。農業者年金も年々加入者数が減り、どこの県も大変だとのこと。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から何点か報告いたします。

2月21日、第95回常設審議委員会が横浜市内の産業貿易センタービルで開催され、農地法第5条の規定に基づく諮問が5件あり、原案どおり許可相当と認め、答申されました。その他報告事項につきましては、3月20日付の農政時報で確認いただきたいと思えます。

2月22日、やまと産業フェア正副会長会が商工会議所で開催され、2023事業報告と2024実行委員会の設置等が審議されました。産業分野実行委員長には、商工会議所の副会頭が指名され、開催日は11月9日土曜日、10日曜日、時間につきましては10時から15時30分、両日とも同じ時間帯です。開催場所につきましては、昨年同様に大和公園、商工会館、そして、農業関係は中央一号公園に決定いたしました。

2月27日、大和市経営生産対策推進会議の結果でございますが、農業経営改善計画の再認定を受ける4名と青年等就農計画の新規認定を受ける1名の申請書の計画内容を審議し、全員承認されました。

3月19日、第96回常設審議委員会が産業貿易センタービルで開催され、農地法第5条の規定に基づく諮問が3件あり、原案どおり答申の手続をとる決定がされました。

なお、同日午前中に、同じく産業貿易センタービルで第186回理事会が開催され、内容につきましては農政時報等で確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

本件は報告案件でございますが、何か質問等、ご意見等がございましたら伺いいたします。

(発言者なし)

○議長　それでは、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第3、報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それではご説明します。

報告第8号については議案書1ページの2件が、報告第9号については議案書2ページの3件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第5、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案第5号、受付番号1番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書3から4ページ、資料は6から8ページになります。

大和市長から、令和6年3月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は4,849㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。貸人から中間管理機構へ令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、賃貸借権を設定し、

中間管理機構から借人へ、同じ期間の1年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は、神奈川農業アカデミーにおいて研修を受け、今月に卒業するものです。また、4月1日から認定新規就農者となっております。耕運機等農機具は、当面はレンタルを活用し、補助金活用して今後購入する計画であり、今回、新規の就農となります。農業経営者1名で農業経営を行うこととなります。

令和6年3月12日に柏木会長と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をした私から説明いたします。

受付番号1番について、3月12日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、貸し付けることに問題ないと思います。また、事務局、農政課において借人に新規就農の要件があることを判断したことを踏まえ、借人から経緯や農業に関する意欲を聞き取り、新規就農に対する意思を確認いたしました。

それでは、地元委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑、意見がございましたらお願いいたします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 まず1つ目は通作に関してですけれども、今、利用権の設定を受ける方で借人の方の住所が●●市となっているのですが、実際に耕作を始める、事業を始めるとなると市内に住むのでしょうか、それとも、記載されている秦野市からなるのでしょうかというのが1つ。

それと、農機具等レンタルとおっしゃっていましたが、どこかに保管すると思うのですね。地図を見ますと大きく3カ所に農地が分かれています。きちんと保管できるような場所があるのかということが1つ。

それと、これが最後ですけれども、利用権を設定される方がまあまあのご年齢でありますので、相続なりそういったものが発生したときに、新規で就農され

る方なので、これから事業として農業を続けていかれる方だと思うのですね。そのときに、例えば今回借りられる方にそのまま譲渡する予定は気持ちとしてはあるのか。別に、実際にそのときになってみないとわからないですけども。そういう3点をお伺いしたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 まず、ご質問の1番目ですけども、通作については、市内の物件を今探しているところです。市内転居の予定で進めています。

2番目ですが、レンタルした農機具の保管場所ですけども、その物件をご本人がご希望されていらっしゃるの、例えば庭がついているアパートであれば1階の物件。なぜなら、そこに農機具を置くことができるからということなので、お借りした住居もしくは購入なのか、そこは承知していませんけども、今度、市内転居してくるお家に基本的には農機具を置くという計画で進めていらっしゃいます。

3番目、ここの貸主のほうで相続が発生したら買うかどうかということですけども、そのときの資金のご状況にもよるかと思いますが、貸す側からすると、長く使っていただきたいということはおっしゃっております。恐らく相続が今後発生したとしても、そのまま貸し続けるという形でお考えのご様子だというのは、こちらも承知しています。

○議長 よろしいでしょうか。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 新規の就農の方、それはそれで結構かと思います。今、長谷川委員が質問されたような範囲内で、今後、ぜひ積極的にやっていただければと思います。

実は、その前に、この貸手の方も私は知っていますということで、今回、県の農業会議を通じて●●の新規就農の方に利用してもらおうと。1年間契約ですけども。これは地権者の貸手の意向かと思うのですけども、地元では複数で非常に熱心な農家の方が数軒ありますので、これは地権者、貸手の意向で、地元の熱心な方に当たってほしいという話はなくて、最初から県の農業会議のほうに働きかけをしてほしいということだったのか。繰り返しをするようで申し

わけないですが、同じ地元でも熱心に、大和市内でもナンバー1からナンバー5に入るような農家が複数おられるので、地元をよく熟知された方に貸そうという気はなかったのかとか、その辺の様子をお聞かせいただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 貸手の方は、どなたでもいいからご自身の農地をやってくださらないかというお気持ちが強かったので、市だけではなく農業会議のほうの農地バンクにも農地を登録して、広く借手を探していらっしゃるご状況でした。その中で、ご相談を農政課と農業委員会事務局としてもお受けしたのですけれども、近隣の方々に農地を借りませんかということで少なからず当たって見たのですが、どなたもご意向がなかったものですから、たまたまそのときに大和市に農地を貸してくれるところがないかといったところでご相談のあった方とマッチングを行うことになったということです。決して、ご本人は地元の方に貸す気がないとかそういうことではないのですけれども、たまたまご縁とタイミングが、そのような形で今回の申請に至ったということです。

○議長 よろしいですか。

○木村委員 わかりました。地元の方にも声をかけられたということで、ある意味、安心しました。すみません、ありがとうございます。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 何点か確認させてもらいたいのですが、新規就農ということで、かなりの面積をお借りになっているようですねけれども、具体的な作付の計画の中で、何をつくられているかをまず伺いたいのですが。

○議長 事務局、よろしいですか。

○事務局 通常どおり、慣行農法でキャベツやブロッコリー、ネギをやっていきたいということは聞いております。まず最初は、土づくりのために緑肥をやりますということで、先日、立ち会いのときにもお話をいただいています。

○遠藤委員 栽培の形態については、有機農法とか協生農法とかというたぐいではなくて、普通栽培ということで。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。慣行農法ということで、有機ではありません。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 もう一つ、市外からの転居で新規就農ということですが、これだけの面積を1人でレンタルの機械で耕作しながら栽培していく、緑肥ができたらと、十分準備をしてからということですが、専業でやる予定で新規就農という形なのか、兼業、何かお仕事をされながら農業に取り組むスタイルなのか、そこら辺、わかっている限りで結構ですが。

○議長 事務局。

○事務局 この方は専業を目指して就農されます。

○遠藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにはございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年3月大和市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会